

大阪府合気道連盟規約

第1章 総則

第1条（名称）

本連盟は、大阪府合気道連盟と称する。

第2条（事務局）

本連盟は、事務局を事務局長宅に置く。

第2章 目的および事業

第3条（目的）

本連盟は、大阪府における合気道の発展と普及を推進し、府民の健全な心身の育成に寄与すると共に、加盟合気道団体・会員相互の融和と親睦を図ることを目的とする。

第4条（事業）

本連盟は、第3条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 演武会および講習会の開催
- (2) 加盟合気道団体が行う事業に対する後援
- (3) 全日本合気道連盟および(財)大阪府体育協会、関係機関・団体の行う事業に対する協力
- (4) 合気道に関する調査、研究および出版
- (5) その他本連盟の目的を達成するために必要な事業

第3章 構成

第5条（構成）

本連盟は、(財)合気会に登録された合気道団体で、本連盟の目的に賛同する大阪府にその活動拠点を置く合気道団体ならびに府内の町、区、市合気道連盟で本連盟に加盟したもので構成する。

第6条（加盟、脱退）

本連盟への加盟及び脱退は、別に定める手続きにより、本連盟に申請することを要する。

第7条（全日本合気道連盟への加盟）

本連盟は、全日本合気道連盟に加盟する。

第4章 役員

第8条（役員）

本連盟には次の役員を置くことができる。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 2名以内
- (3) 理事長 1名（理事定数の内数で扱う）
- (4) 副理事長 2名以内（理事定数の内数で扱う）
- (5) 理事 7名以上15名以内
- (6) 監事 2名以内
- (7) 評議員 各加盟団体から1名とする。

第9条（選出）

- (1) 会長および副会長は、理事会の推薦により推戴する。
- (2) 理事長および副理事長は、理事会により理事の中から選任する。
- (3) 理事および監事は、自薦および他薦の候補者に対し、本連盟の評議員を以って各1票とし、記名選挙によりこれを行い、上位得票者から定員を選出する。
- (4) 評議員は、本連盟の加盟合気道団体ごとより1名を選出する。

第10条（任務）

- (1) 会長は、本連盟を総括し、代表する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (3) 理事長は、本連盟の業務を統轄し、執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるときは、その職務を代行する。
- (5) 理事は、理事会を組織し、本連盟の業務を審議し、遂行する。
- (6) 監事は本連盟の会計を監査する。
- (7) 評議員は、評議員会を組織し連盟業務を円滑に運営するための諸事案を審議し、議決する。また連盟の運営に関わる要望・提案について理事会へ建議することができる。

第11条（任期）

- (1) 本連盟の役員任期は2年とする。再任を妨げない。
- (2) 補欠による役員任期は、第9条に則り選出しその任期は、前任者の残任期間とする。

第5章 名誉会長、相談役等

第12条（名誉会長、相談役、顧問）

- (1) 本連盟に、名誉会長、相談役および顧問を置くことができる。
- (2) 名誉会長、相談役および顧問は、理事会の承認を得て、会長が委嘱する。
- (3) 名誉会長、相談役および顧問は、必要な事項について会長の諮問に応ずる。
- (4) 名誉会長、相談役および顧問の委嘱期間は、初回を5年とする。以降も5年単位とし、再任を妨げない。

第6章 会議

第13条（会議の種類）

本連盟の会議は、評議員会および理事会とする。

第14条（評議員会の構成）

- (1) 評議員会は、本連盟の加盟合気道団体ごとに1名の代表者（以下評議員という）をもって構成する。
- (2) 評議員は、各自一個の議決権を有するものとする。

第15条（評議員の招集）

- (1) 評議員会は、毎事業年度終了後2ヶ月以内に、理事長が招集する。ただし、理事長が必要と認めた場合、または理事あるいは評議員現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があったときは、臨時に評議員会を招集するものとする。
- (2) 評議員会の議長は、自薦および他薦で評議員の承認を得た者を議長とする。

第16条（評議員会の議決事項）

評議員会は、本規約に別に定めのあるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 事業計画および収支予算
- (2) 事業報告および収支決算
- (3) 規約の変更
- (4) その他本連盟の運営上重要な事項

第17条（評議員会の議決方法）

- (1) 評議員会は、評議員現在数の3分の2以上の出席がなければ、議事を開き、議決することができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面（電子メールも含む。）をもって意思を表示した者は出席者とみなす。
- (2) 評議員会の議決は、本規約に別に定めのある場合のほか、出席評議員の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

第18条（理事会）

理事会は、理事長が招集し、議長は理事長とする。

第19条（理事会の議決事項）

理事会は、本規約に別に定めのあるもののほか、次の事項を議決する。

- (1) 本連盟への加盟および脱退に関する事項
- (2) 評議員会に付議すべき事項
- (3) 評議員会の議決した事項の執行に関する事項
- (4) その他本連盟の業務の執行に関する事項

第20条（理事会の議決方法）

- (1) 理事会は、理事長が必要と認めた場合、または理事現在数の3分の1以上から会議の目的事項を示して請求があった場合、理事長が招集し開催する。
- (2) 理事会は、現理事数の3分の2以上の出席がなければ、議事を審議し、議決することができない。ただし、当該議事につき、あらかじめ書面（電

- 子メールも含む。)をもって意思を表示した者は出席者とみなす。
- (3) 理事会の議決は、本規約に別に定めのある場合のほか、出席理事の過半数をもって決し、賛否同数のときは、議長の決するところによる。

第21条(会議の議事録)

すべて会議には議事録を作成し、議長および議長が出席者のうちから指名した者2名が署名捺印し、これを保存するものとする。

第7章 会 計

第22条(経費)

- (1) 本連盟の経費は、連盟会費、寄付金およびその他の収入をもってこれに当てる。
- (2) 前項の連盟会費については、別にこれを定める。

第23条(会計年度)

本連盟の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌3月31日に終わる。

第24条(予算)

会計担当者は、関係者とともに毎年3月末日までに事業計画と合わせ翌年度の予算を作成する。

第25条(決算)

会計担当者は、関係者とともに毎年度の事業報告と合わせ会計年度中の収支決算について、会計年度終了後2ヶ月以内に決算書を作成し、監事の監査、承認を得るものとする。

第8章 段 位

第26条(段位)

本連盟の加盟合気道団体に所属する者の段位については、合気道道主により允可され、財団法人合気会に登録された段位によるものとする。

第9章 義 務

第27条(義務)

- (1) 本連盟の加盟合気道団体は、本規約第4条に定める事業に協力し、規約および評議員会ならびに理事会の決議等に従わなければならない。
- (2) 本連盟の加盟合気道団体は、第22条に定める連盟会費を納付する義務を負う。
- (3) 本連盟の加盟合気道団体は、遵法精神に則り、公序良俗に違背する行動をしてはならない。

第10章 罰 則

第28条(罰則)

本連盟の加盟合気道団体で、前条の義務に著しく違反した場合または本連盟の名誉を著しく傷つけた場合、あるいは本連盟の利益に著しく反した場合には、理事会の決議により、相応の勧告または除名をすることがある。

第 11 章 規約の制定・改正・廃止

第 29 条（規約の制改廃）

本規約は、理事現在数および評議員現在数おのおのの 3 分の 2 以上の同意を経て、変更または廃止することができる。

第 12 章 附 則

第 30 条（規約の細則）

本規約に関する細則は、理事会の審議、決議をもって別にこれを定める。

第 31 条（実施時期）

- (1) 本規約は、平成 22 年 10 月 31 日より実施する。
- (2) 本規約は、平成 26 年 5 月 11 日一部改正のうえ実施する。
(第 8 条 理事定数の変更：10 名以上 7 名以上)